## 令和2年度人事院政策評価結果

	政策所管部局
	3 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現
目標	(政策目標) 人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条にのっとって、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。
	(具体的取組) 本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により「職種別民間給与実態調査」の実施に影響が生じているが、企業活動の状況等を考慮しつつ、適時に調査を実施する。あわせて、「国家公務員給与等実態調査」を実施し、民間給与と給与比較を行う。また、国家公務員給与について、有識者等からの意見を把握する。 これらに基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について報告を行う。勧告は、給与水準の改定に加えて、国家公務員の給与制度を諸情勢の変化に対応したものに改めるための改正も対象となっており、民間給与及び国家公務員給与の実態調査の結果や、労使の要望等も踏まえ、適切に対処する。勧告を行った場合には、労働基本権制約の代償措置としての役割を適切に果たすため、勧告内容が実現するよう、各方面に説明し、理解を得るよう努める。
具体的取組結果	《取組内容 1》職種別民間給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査の実施 ・「職種別民間給与実態調査」については、全国の民間事業所約12,000事業所を対象に実施した。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、特別給等に関する調査を令和2年6月29日から7月31日までの期間で実地によらない方法により実施し、実地によることが基本となる月例給に関する調査については、感染予防対策を徹底した上で、同年8月17日から9月30日までの期間で実施した。企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、調査の完了率は、特別給等に関する調査で80.3%、月例給に関する調査で80.2%と非常に高いものとなった。 ・「国家公務員給与等実態調査」については、一般職の職員の給与に関する法律(給与法)が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。
	《取組内容2》有識者等からの意見聴取 ・ 国家公務員給与の改定を検討するに当たって、全国23都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行い、各地域における意見を把握した。 《取組内容3》職員の給与に関する報告・勧告人事院は、令和2年10月7日、国会及び内閣に対し、特別給に関す

る報告及び勧告を行い、同月28日には、同様に月例給に関する報告を 行った。その内容は以下のとおりである。

## - 民間給与との較差に基づく給与改定等

#### 官民給与の比較

「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」 の結果に基づき、公務と民間の4月分給与について、主な給与決 定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同 士を対比させ、ラスパイレス方式による精密な比較を行い官民較 差を算出した。

この結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均164円 (0.04%) 上回っていたが、民間給与との較差が極めて小さく、 俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の 改定を行わないこととした。

#### 特別給(期末手当・勤勉手当)の改定

民間事業所において令和元年8月から令和2年7月までに支払 われた特別給は年間で所定内給与月額の4.46月分に相当してお り、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.50月) が民間の支給割合を0.04月分上回っていたことから、 支給月数を0.05月分引き下げることとした。支給月数の引下げ分 は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引く こととした。

### 《取組内容4》勧告の取扱い等

- 政府は、給与関係閣僚会議(2回開催)において、人事院の勧告 を踏まえ、国家公務員の給与改定に関する取扱いを協議し、その協 議結果に基づき、令和2年11月6日、人事院勧告どおり給与改定を 行うこと等を閣議決定し、同日、「一般職の職員の給与に関する法 律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。同法案は、衆 議院内閣委員会、参議院内閣委員会における審査を経て、同月27日 に成立し、同月30日に公布された。
- 人事院は、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会等において勧告 の概要説明を行うなど各方面への説明を行った。

#### 測 定指 標

#### 勧告の実施状況(政府の取扱い、国会での審議状況)

(政府の取扱い)

給与関係閣僚会議:令和2年10月9日及び同年11月6日

閣議決定:令和2年11月6日(同日、給与法等改正法案を

国会に提出)

(国会での審議状況)

• 人事院勧告

衆議院内閣委員会:令和2年11月6日概要説明 参議院内閣委員会: 11月12日概要説明 衆議院内閣委員会: 11月13日質疑

· 給与法等改正法案

衆議院内閣委員会:令和2年11月13日提案理由説明 11月18日質疑・可決

11月19日可決 参議院内閣委員会: 11月24日趣旨説明

11月26日質疑·可決

参議院本会議 11月27日可決・成立

11月30日 公布

#### 目標達成 達成度の評価┃ 《評価》

#### 《目標達成度の判断理由》

人事院は、労働基本権制約の代償機関として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を実現するため、上述した具体的な取組内容1~3の実施により、民間準拠による給与水準の改定について報告及び勧告を行った。

その結果、取組内容4のとおり、政府は、勧告を完全実施するための法律案を国会に提出し、同法律案は、国会で審議の上で可決・成立し、公布された。

以上を踏まえ、令和2年度における政策は、目標達成と判断した。

### 施策の分析

令和2年の「職種別民間給与実態調査」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、先行きが見通せない中で、調査の時期や方法などについて検討を行い、例年より時期を遅らせた上で企業活動の状況等を注視しながら2回に分けて実施した。その結果、民間事業所の格段の理解と協力を得て、調査完了率は特別給等に関する調査で80.3%、月例給に関する調査で80.2%と非常に高いものとなり、精確な官民の給与比較に必要な民間事業所の給与データを広く把握することができた。

また、月例給に関する調査は9月30日まで実施したが、短期間で結果を取りまとめ、早期の報告を実現した。

あわせて、官民給与の比較方法等について、国民に対する説明責任を 果たす観点から、令和2年の報告においても、国家公務員の給与と民間 企業従業員の給与との比較方法や調査対象について分かりやすく説明を 行うことにより、人事院勧告制度に対する理解が得られるよう努めた。

これらを通じ、社会一般の情勢に適応した適正な給与の実現に向けて、 令和2年度における取組は、有効かつ効率的に実施することができたも のと考えられる。

# 今後の施策に反映させるべき事項

令和3年勧告に向けては、民間給与の実態調査について、令和2年調査の経験も踏まえ、調査方法を工夫し、例年のスケジュール感で勧告作業を進められるよう努めるとともに、引き続き、労働基本権制約の下、職員に適正な給与水準・制度を確保するため、社会一般の情勢に適応した適正な給与の実現に向けた施策を行っていく必要がある。

### 有識者の意見

- オンライン化は調査する側される側双方にとって効率化やデジタル 化という点では非常に重要なことだと思う。民間給与実態調査のオン ライン化も進めていただいているようだが、コロナ禍においての対応 というだけではなく、今後もできるだけ実地によらずにオンライン等 で調査する方法について検討されるとよいと思う。
- 統計行政の方で民間企業のビジネスレジスターという考え方があり、それが確立されてくるとある程度の基本的なデータはそこから入手することができるようになるようなので、このことも今後の参考になればよいと思う。